

## 一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務委託契約について、一般競争入札に付するので、以下のとおり公告する。

令和8年7月2日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和8年度米軍基地周辺地下水質調査業務
- (2) 委託業務の内容等 委託業務仕様書による
- (3) 引渡し期限 令和9年1月15日
- (4) 引渡し場所 沖縄県環境部 環境保全課

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札に参加する者は、以下のとおり、下記9の入札担当課（以下、「入札担当課」とする）」に一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、入札担当課が有資格者名簿に入札参加者として登録した者とする。

#### (1) 競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の入札執行日において、次の各号全てに該当する者であること。

- ア 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む。）を有する。
- イ 計量法第107条の規定による、計量証明事業（濃度・水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）の登録を受けている。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない。
- エ 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていない。
- オ 警察当局が、暴力団員が実質的に経営を支配する業者に準ずる者と認め、沖縄県との契約からの排除を要請する者に該当しない。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない。
- キ 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険等）に加入し、保険料の滞納がない。
- ク 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っている。
- ケ 労働関係法令を遵守している。
- コ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。  
※共同企業体が競争入札に参加する場合、上記ア及びイは代表者又は構成員の1社が該当し、上記ウからコは代表者及び全ての構成員が該当するものであること。  
※構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独で本件入札に参加しないこと。

#### (2) 一般競争入札参加資格審査申請の手続

##### ア 提出すべき書類の種類

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）
- ② 「提出書類等確認票」に示す各書類
- ③ 入札保証金に関する書類として下記5に掲げる書類のうち、該当するもの

##### イ 書類の提出方法

入札担当課窓口を持参又は郵送

##### ウ 提出期間

本件公告日から令和8年7月16日（木） 12時00分までに必着

※休日を除く

※窓口受付時間は午前9時から午後5時まで

##### エ 審査結果の通知

令和8年7月21日（火）までに入札担当課から「一般競争入札参加資格審査申請結果通知書」により通知する。

オ 提出後の書類の取扱

提出された書類は、申請を取り下げの場合も含めて、原則として返却しない。

3 委託業務仕様書、契約条項等を示す場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県公式ホームページに掲載
- (2) 期間 本件公告日から令和8年7月16日（木）12時00分まで

4 入札執行の場所、日時及び方法

- (1) 場所  
県庁4階第2会議室
- (2) 日時  
令和8年7月23日（木） 10時30分
- (3) 入場時の呈示書類  
入札参加者又はその代理人は、入札執行の場所に入場するとき次の書類を呈示すること。
  - ア 入札参加者又は代理人の名刺又は身分証明書等
  - イ 一般競争入札参加資格審査申請結果通知書の写し
  - ウ 委任状（第2号様式）※代理人が入札をする場合のみ
- (4) 入札書記入の注意事項  
落札決定に当たっては、入札書（様式56号その1）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札参加者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の方法  
入札担当課の指示に従い、入札書を入札箱に投函すること。なお、入札参加者は、投函した入札書を書換え、引換え又は撤回することができない。
- (6) 入札の無効  
次の入札は、無効とし、無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。
  - ア 入札参加資格のない者が行った入札
  - イ 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
  - ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - エ 入札書の表記金額を訂正した入札
  - オ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - カ 入札条件に違反した入札
  - キ 連合その他不正の行為があった入札
  - ク 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
  - ケ 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかがない入札
- (7) 開札の立会い  
開札を行うときは、入札参加者又はその代理人が立会うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (8) 落札者の決定の方法
  - ア 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。
  - イ 落札者となるべき同価の入札参加者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- ウ 落札が無効であるときは、その次順位の入札をした者を落札者とすることができる。
- エ 開札した場合において落札者となるべき入札参加者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、入札の回数は、最初の入札も含めて3回までとする。
- オ 3回目の入札でも落札者がいない場合は、落札者なしとする。

(9) 契約の相手方の決定

- ア 落札者がある場合は、落札者を相手方とする。
- イ 3回目の入札でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者を随意契約の相手方とすることができるものとする。
- ウ 落札者が本公告で定める契約手続を行わない場合は、予定価格の制限範囲内で次位の最低価格の入札を行った者を随意契約の相手方とすることができる。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額

見積る契約金額の100分の5以上とする。入札保証金が不足している者が行った入札は無効とする。

(2) 入札保証金の免除

「入札保証金免除申請書（第3号様式）」を入札担当課に提出し、次のいずれかに該当することを県が認めた者は、入札保証金の納入が免除される。

なお、提出期限は、令和8年7月16日（木）12時00分とする。

- ア 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札担当課に提出した者
- イ 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明した者

(3) 現金による納付方法

以下のとおり、入札担当課に債務者登録手続きを行い、入札担当課から発行される納付書により納付する

ア 債務者登録書類の提出

「債権・債務者登録申出書」及び「入札保証金納付書発行依頼書（第4号様式）」を入札担当課に提出し、納付書を受け取る。

なお、提出期限は、令和8年7月8日（水）とする。

※受付当日に納付書を発行できない場合があるので、事前に入札担当課に問い合わせること

イ 納付書による納付

発行された納付書を用いて納付し、入札執行の会場に入場するときに納付の事実を証する書類を入札担当課に呈示すること。

ウ 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農漁協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

エ 納付期間

令和8年7月10日（金）まで

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、落札決定後又は落札者がないことの決定後に、還付する。ただし、落札者又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号に基づく随意契約を締結する者が納付した入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

還付の対象となる入札参加者は、「入札保証金還付請求書（第5号様式）」を入札担当課に提出すること。

6 契約保証金に関する事項

(1) 契約保証金の額

契約金額の100分の10以上とする。

(2) 契約保証金の免除

「契約保証金免除申請書」を入札担当課に提出し、次のいずれかに該当することを県が認めた者は、契約保証金の納入が免除される。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を入札担当課に提出した者

イ 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明した者

(3) 契約保証金の還付

契約保証金は、法第234条の2第2項本文の規定に該当する場合及び業務委託契約書の規定に該当する場合を除き、契約履行の確認又は検査終了後に還付する。

7 競争入札及び契約条項等に関する質問及び回答の方法

(1) 質問の提出期間

本件公告日から令和8年7月9日（木）12時00分まで

(2) 質問の提出方法

「質問書（第8号様式）」を、入札担当課に、持参、郵送又は電子メールにより提出する。

(3) 回答の方法

質問に対する回答は、以下のとおり閲覧に供する。

ア 回答期限 令和8年7月10日（金）まで

イ 閲覧期間 回答日から令和8年7月16日（木） 12時00分まで

ウ 閲覧場所 沖縄県公式ホームページ

8 その他

(1) 競争入札に係る現場説明会 行わない

(2) 落札の最低制限価格 設定しない

(3) 手続において使用する言語 日本語

(4) 手続において使用する通貨 日本円

9 入札担当課

(1) 名称 沖縄県環境部環境保全課（基地環境対策班）

(2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟4階）

(3) 連絡先

ア 電話 098-866-2236

イ 電子メール [aa038008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa038008@pref.okinawa.lg.jp)

ウ 担当者 伊良部